

## 第2節 アジア地域ファンド・パスポート (ARFP)

ARFP (Asia Region Funds Passport) は、APEC 加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にすることを目的に、規制の共通化を図るための枠組みである。

2010 年以降、ARFP のルールの検討が行われてきたところ、2016 年 4 月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの 4 か国が、同年 6 月、タイが、ARFP の協力覚書 (MOC) に署名を行い、MOC が発効した。これを受け、各参加国は、国内制度の整備に取り組んできた。

我が国は、2017 年 12 月にアジア地域ファンド・パスポートの登録のための手続きを示したガイドライン「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施に係る協力覚書に基づく、輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領」(Implementation Guidelines) を公表し、国内での制度整備を完了した。

2023 年 6 月現在、日本 (2017 年 12 月)、タイ (2018 年 2 月)、オーストラリア (2018 年 9 月)、ニュージーランド (2019 年 7 月) 及び韓国 (2020 年 12 月) の全ての MOC 署名国において国内での制度整備を完了し、ARFP の登録申請受付が開始されている。

2016 年 6 月に設置された、ARFP の円滑な実施を目的とした合同委員会 (Joint Committee、2021 年 11 月から 2022 年 12 月まで山下国際政策管理官が議長) は、2022 事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2022 年 7 月にビデオ会議形式にて、2022 年 12 月に東京でハイブリッド形式にて会合を開催した。

現在、参加国間の制度や市場動向の理解を深め、また制度の趣旨についての情報発信を継続しながら、第 1 号ファンドの投入に向けた議論が進められている。